

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第28号

令和6年1月1日施行

飛騨川漁業協同組合
益田川漁業協同組合
馬瀬川下流漁業協同組合

飛驒川漁業協同組合
益田川漁業協同組合
馬瀬川下流漁業協同組合
内共第28号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、飛驒川漁業協同組合・益田川漁業協同組合・馬瀬川下流漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第28号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭及びオンラインシステムでしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（雑魚の餌釣・毛針釣・ルアー釣、あゆの友釣をいう。）に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。ただし、舟（ゴムボート類を含む。）を使用しないこと。

漁具・漁法	規 模
友 釣 り	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内。リール及びルアーの使用は禁止。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
う ぐ い	6月1日から翌年3月31日まで
おいかわ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及びウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁してはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
飛騨川 七宗発電所堰堤上流端から上流 50 m の間の区域	4 月 1 日から	全 魚 種
飛騨川 下呂市金山町金山橋下流端から下流 50 m の間の区域	8 月 31 日まで	うぐい、おいかわ

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う ぐ い	10 cm

2 かじか卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手 釣・竿 釣	3,000円	15,000円	3,000円
うぐい、おいかわ (以下「雑魚」という。)	手 釣・竿 釣	2,200円	9,500円	2,200円

ただし、内共第 27 号飛騨川漁業協同組合、内共第 29 号益田川漁業協同組合、内共第 31 号馬瀬川下流漁業協同組合の遊漁証で遊漁できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以上で減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚 種	区 分	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	心身障がい者 (身体障害者手帳 3 級以上又は療育手帳の所持者)、75 歳以上の者、25 歳以下の者、女性	2,500円	12,000円	3,000円
	高校生以下	無 料	無 料	—
雑 魚	心身障がい者 (身体障害者手帳 3 級以上又は療育手帳の所持者)、75 歳以上の者、25 歳以下の者、女性	2,000円	8,500円	2,200円
	高校生以下	無 料	無 料	—

- 3 遊漁料は、各組合の指定する遊漁証取扱所及びオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のそ

の者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。また、違反の際は南飛ブロック協議会で定めた漁場管理規程による。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。